浪江町農業委員会総会議事録 (令和 5 年 3 月定例会)

- 1開催日時 令和5年3月20日(月)午後1時30分から午後2時45分
- 2 開催場所 浪江町地域スポーツセンター 会議室
- 3 出席委員(10人)欠席委員(1人)

会長 4番 佐々木 茂夫 (出) 会長職務代理者 1番 原田 良一 (出) 委員 2番 鈴木 敬二郎 (出) 山本 幸一郎 (出) 3番 英之 6番 小澤 (出) 柴野 正男 (出) 7番 菅野 富美恵 (出) 8番 中野 弘寿 (出) 9番 10番 紺野 宏 (欠) 神長倉 正満 11番 (出) 12番 若月 芳則 (出)

4出席農地利用最適化推進委員 (14人)

浪江地区担当 緒形 且 苅野地区担当 藤田 一宏 優 靜夫 浪江地区担当 川島 苅野地区担当 田中 幾世橋地区担当 安部 正之 苅野地区担当 横山 良男 幾世橋地区担当 上田 順一 津島地区担当 石川 昭悦 請戸地区担当 荒川 勝己 関場 健治 津島地区担当 請戸地区担当 脇坂 薫

大堀地区担当 桑原 泉 大堀地区担当 遠藤 定郎 大堀地区担当 小野田 浩宗

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転) 2件 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定) 2件 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定) 1件 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定) 1件 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 1件 議案第6号 現況確認証明申請に対し審議の件 1件

6事務局職員

事務局長金山信一事務局次長長岡秀樹事務局係長半杭めぐみ副主査早川翔大

議長

それでは、只今より3月定例会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は10名でございます。また、推進委員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり1番原田委員および12番若月委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、 所有権移転1番について、委員本人が関わっておりますので、浪 江町農業委員会会議規則第18条の規定により、・・番・・委員の 退席を求めます。暫時休議いたします。

(· · 委員退席)

再開いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、 所有権移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書にて説明)

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

遠藤推進委員

大堀推進委員の遠藤です。譲渡人の・・さんですが3月16日の夕 方に電話しましたところ、私も歳になったものですから息子に生 前贈与したいということをお聞きしました。譲受人の・・さんで すが、翌日17日の夕方に電話でお話しました。まず理由はどうで したかと聞いたところ、父に「歳だから譲るから、贈与するから」 と言われたとのことです。いずれやらないといけないからと覚悟 を決めていたものですから、受けることにしましたということで ございます。ここの農地の管理等も含めてなんですが、解除にな ってから直ぐに始めたいということです。機械類の関係はどうで すかと聞いたところ、今は無いですけれど耕作可能な時期になれ ば取り揃えて再開したいということです。これから始まる間の農 地はどのようにしていきますかということを聞きましたところ、 今現在は・・市に避難しているそうですが、除染完了して解除を 見極めて、再開に協力したいということでございました。地域の 農業者とのトラブル等の心配は無いですかと聞いたところ、私は 生まれてからずっと・・に住んで居ましたので皆さん知り合いで すと。これからも協調してやって行きたいと話していました。以 上です。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号1番に原案のとおり承認 を与えます。

ここで、・・番・・委員の入室を認めます。

暫時休議します。

(・・委員入室)

再開いたします。

つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対 し審議の件、所有権移転2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。・・さんに3月12日に電話にて確認いたしました。今回の申請の理由を確認いたしましたところ、父が

元気なうちに手続きを取りたかったということです。亡くなってからだと面倒なことになるからだということでした。・・さんですけれど、現在・・の復興組合と・・の農事復興組合に所属しております。それぞれ精力的に保全管理の方をやられております。今後の営農再開ですけれども、営農再開に付きましては地域のみんなと足並みを合わせて考えて行きたいということでした。地域との協調性ですけど、集会等には必ず積極的に出てますし特に問題な

いと考えております。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号2番に原案のとおり承認 を与えます。

つづきまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に 対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明をお願いし ます。

事務局説明します。(議案書にて説明)

本案件は昨年から申請が出ておりました、・・地区及び・・地区で行われている・・株式会社による試験栽培に関する農地の賃借について、事業を引き継いだ・・研究組合が契約を結ぶための賃借権設定となります。

議長つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

事務局

横山推進委員

推進委員の横山です。私は、21番の・・さんから・・さんまで全員に電話連絡をいたしました。一番気になるのは、・・さん。この方現在・・に避難していまして・・の施設に入院しているそうです。それ以降は分からないので役場を通して電話番号を確認しました。息子さんは・・の・・にいるそうです。それで・・さんには新しい息子さんの住所は連絡してあるそうですけれども、転送に中々なっていないので15日現在まだ書類が来ていないと。それで役場の方で第1回の同意書を貰っているので0Kだということです。あと・・さん、85歳で高齢なもので2回ほど電話しました。・・さんの方から電話が掛かって来まして、なんでしょうかということで15日の20時20分に電話が掛かってきました。こういう訳です・・さんと、と言ったら契約しましたという連絡が有りました。私の方は以上です。問題になる方はいませんでした。

小野田推進委員

桑原推進委員

大堀地区担当の桑原です。私の方は、小野田地区の・・さん、・・さん、・・さん、・・さん、・・さん、・・さんまでは3月14日電話で了承頂いております。・・さんは電話が繋がりませんでしたので、前回もそうでしたので・・市の自宅まで赴きまして奥さんの方に確認を取ってきました。奥さん承知しているということでした。・・さん、・・さん、・・さんは3月14日に電話で確認いたしました。それから、・・研究組合の・・さんの方にも電話いたしまして確認取りました。・・さんとは前回の時にも確認をしておりまして、今回も確認をさせて頂いたということで、進めさせていただきますということでした。話はそれますが、これから遣りたい人が居たらばどうするのと聞いたところ、是非受け入れたいということでした。ただ地域のリーダーが地主の方に話を通してくれないと、私どもは最初の突破口のお話が出来ないということを雑談ですが

お話をしました。以上です。

遠藤推進委員

大堀推進委員の遠藤です。・・さんから・・さんまで7人ですが、・・さんが最後まで連絡が付かなくて、昨日自宅に行きまして、奥さん旦那さん共々分かっておりますということで・・さんと連絡取れました。・・さんから・・さんまでの6人は3月16日の夕方、全て連絡付きまして、内容を了解し契約をしましたということです。以上でございます。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認 を与えます。

つづきまして、営農型発電による営農と設備設置の事案のため、 議案第2号2番、及び議案第3号1番、並びに議案第4号1番に ついて、関連がありますので一括審議としてよろしいでしょうか。 (異議なしの声)

異議なしの声がありました。

それでは、

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、 貸借権設定2番、及び議案第3号農地法第3条の規定による許可 申請に対し審議の件、地上権設定1番、並びに議案第4号農地法 第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定 1番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

説明します (議案書にて説明)

本案件は営農型太陽光発電により、農地でサカキを栽培するための農地の使用貸借権設定、及びその上空で太陽光発電を行うための区分地上権設定、並びに太陽光パネルを設置する支柱部分の転用申請となっております。なお、議案第3号の区分地上権設定及び議案第4号の転用申請は、同時に許可されることが営農型発電の条件となっております。

また、議案第3号の区分地上権設定についてですが、営農型発電設備の下部の農地の空中に区分地上権等の設定のための農地法第3条第1項の許可については、農地法第3条第2項ただし書きの規定により、同項各号の要件を満たす必要はありませんが、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意をえていると認められる場合に限り許可するものとされています。

申請地については議案書ページ 4-9 をご覧になってください。申

請地は中央の赤でしめされた・・川沿いの畑となります、農地種別としては用途地域内農地であり第3種農地となるため、原則転用は許可されます。

また、一般基準といたしまして、資力を証する書類については残高証明の写しを受けており、問題がないことを確認しております。また、一時転用期間の満了時の太陽光発電設備の撤去に関しましても、ページ 4-65 に添付しております誓約書に記載されております。

その他、土地利用計画図や営農計画書及び営農への影響の見込み 書からも、周辺農地や下部での営農に特段の影響がないものと考 えられます。

本案件は当委員会が権限移譲されていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、承認いただいたのち、当委員会の意見を付して、福島県へ進達いたします。

以上となります。よろしくお願いします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上田推進委員

幾世橋地区推進委員の上田です。この事案については3つの議案 一括ということで、ちょっと私の心準備が別だったんで、一部噛 み合わない点があるかと思いますがご了承お願いいたします。3月 16日に2-2、3-1、4-1関連を含めまして、・・の・・さん立会のも と鈴木農業委員、紺野委員、佐々木会長、農業委員会事務局職員 と同席のもと現地に於いて説明及び質疑が行われました。翌日3 月17日に借受人の株式会社・・の担当者、・・常務に電話で確認 をいたしました。営農計画については、サカキ、シキミを耕作す るとのことです。設定人の・・さんにこの件について3月17日、・・ さんに電話で確認しました。・・さん夫妻は現在・・の自宅で生活 をしております。当該地は現在保全管理をしておりますが、今後 作物を作付けする計画は無いということで、営農型発電でサカキ を栽培するという話があったので土地を活用していくということ で申請に至ったとのことです。3-1については、被設定人の・・さ んについては2回ほど電話しましたが繋がらなかったので、3月 17日に被設定人代理の・・行政書士に電話で確認しました。株式 会社・・と・・さんとの合意書の通り間違いないということです。 同じくこの件についても3月17日電話で確認をしました。申請書 の通りということです。4-1 については先に述べた通り 3 月 16 日、・・さんの担当者、現地立会のもと調査を行いました。今日追 加資料で届いておりますけれども特に 4-66 ページの近隣関係者 及び農業団体との協議を図る点については一部連絡が取れていな いということなので状況報告を 3 月 20 日の定例会総会までに事 務局に報告することになりました。・・さんについてはこの件につ いても確認を取ってください。確かに事業者の調整状況困難です が、・・さんは現地にお住まいになっているので問題があった点に ついては、私も近くの農地に付いても管理していますので、その 辺は注視していくということです。以上のように内容について報 告いたしますので審議の程よろしくお願いいたします。

議長つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員 7番の柴野です。3月16日午前10時20分より、株式会社・・様

立会のもと佐々木会長、紺野委員、地区担当上田推進委員と現状を確認いたしました。営農型太陽光発電設備設置ということで、只今の上田推進委員がご説明した通りですが、まず、災害時には土砂等が予想される場合には土留めをする。また、雨水は敷地内で浸透処理し、雨水流失の場合は土留めをする。そして、第三種農地でありますのでこの件につきましては私の方自身は問題ないかと思いますので、皆様の審議の程よろしくお願いいたします。

上田推進委員 一点だけ。先ほど私ですね。農業委員の方で鈴木委員と述べましたが柴野委員の誤りですので訂正をお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい。小野田推進委員。

小野田推進委員 大堀推進委員の小野田です。多分書いてはあるとは思うんですが、

かなりの所で理解できない所があったので一度確認します。太陽 光設備に関しては期間中の終了後は撤去しますと書いて有るんで すね。農地を復元しますと。その下のサカキについてはどうなる んでしょうか。復元するということはサカキを取っちゃって前の 状態にするのか、上と下は違うので、サカキについては植えっぱ なしにしておくのか、その辺の書いて有るのか知れません。ちょ っと読み切れませんでした。説明いただければありがたいんです

が。

はい。事務局。暫時休議いたします。

それでは再開いたします。

はい。事務局。

事務局

今回、使用貸借権設定が 10 年間で設定されております。こちらは、通常の営農の場合の貸借と考え方は同じですので、10 年間の後、継続するなり解約するという事は当事者間で決めて頂くことですので、通常と同じように当事者間でのやり取りかと思われま

す。

議長

議長

はい。よろしいでしょうか。

小野田推進委員

認識不足で分からないので教えてください。復元という部分の中で、復元とはどういう所までの復元なのかと思っていて。ようするに、太陽光発電設備を撤去し農地に復元いたしますよと書いて有るじゃないですか。契約書の中に。その中に太陽光発電設備を

撤去するということは、イメージ的にどこまでの撤去で、農地を 復元いたしますというのはどこまでの復元なのか。この文字の部 分はどうなのかと思ったんです。下にサカキが植わってるという 部分の中で、その意味をどういう風に捉えたらいいのかなと思っ ての質問だったので。今、隣の推進委員の方にお話を聞いたので そこを質問したんです。素晴らしいと思うんですこの企画と言い ますか取り組みは。なのでここにあったもんですから凄く気になったんです。サカキやりたいのにそれ出来なくなったらどうなん だろうなとちょっと思ったもんですから。

事務局

はい。あくまで撤去に関する誓約書については、設置者が提出しているものですので、営農型発電設備の撤去に関して求めております。発電設備の撤去をするということなので下の部分での営農に関しては所有者と営農者の方での、契約の方はまた別で継続することは全く問題ないので、そこは当事者間での取り決めになるかと思います。

小野田推進委員

さっき、上田委員も言いましたけれど、推進委員の方も併せて考えて行かなければならないと言いますか、上の設備が撤去されればサカキは出来ないと思います。ある程度日影が必要な部分があるので、これはいろいろと関連して凄くいい事業なので、片方だけ撤去してサカキ出来なくなったらどうなのといろいろ出て来るので、合わせてこれから考えて行く問題なのではないのかなと思っておりました。

議長

他にご質問ございませんか。はい。9番。

中野委員

資料3で意見ありということで、一行目に設置予定の周辺農地の所有者並びに耕作者へ事業内容を説明し了解を得て下さい。このように指示されているわけですよね。その中で内容を見ると訪問したけれど家が無かったから、郵送したけれども反応なし。それだけで了解でいいのかなと。そこらへんどのように判断したらいいんでしょう。

議長

事務局。

事務局

はい。避難されている方の避難先まで特定して説明を求めるというのは少し過度な要求ではないのかなと事務局では考えておりますので、いったん説明にうかがって、訪問した、郵送した、それである程度連絡が取れなかったというのは、それ以上求めることは出来ないのではないのかなと考えます。

事務局長

補足ですけれども、法務局で登記簿に記載されている住所は把握できます。その先は事務局から説明があった通りですけれども、連絡は取る努力はしていただくというところです。追いきれない場合は致し方ない部分はあるのかなと思います。また、一方で、

周りで営農をされていたりですとか管理されている方とはコミュニケーションはしっかりと取って頂くことかなという風に考えています。

議長

他にご質問ありませんか。

それでは異議なしと認めて宜しいでしょうか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決はそれぞれ起立により行います。 始めに、議案第2号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。 (起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認 を与えます。

つづきまして、議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。 (起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認 を与えます。

つづきまして、議案第5号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書にて説明)

本案件は、昨年12月に許可されております、株式会社・・の・・ 取水場改良工事に伴う、濁水処理に係る沈殿槽整備のための申請 について、転用内容の変更による事業計画変更申請となっており ます。

当初は遮水シートを利用する計画でしたが、漏水により隣接する水田に水が流入する恐れがあることや、既設水路を利用して河川に放流する予定でしたが計画流量の処理が難しく、降雨時にオーバーフローして水田に水が流入する恐れがあるため、計画を変更するとのことです。

変更後は、仮設の水槽を連結し濁水の泥を沈殿させて処理を行うとのことです。処理後の水については、ポンプを設置し・・川に直接放流すると聞いています。それに伴い、河川管理者である相双建設事務所から許可を受けており、議案書ページ 5-6 及び 5-7 に許可書の写しを掲載しております。

計画変更による資金計画については、議案書ページ 5-8 に掲載しており、不足分は自己資金で補うとのことです。

また、今回の期間延長を行っても、3年以内の一時転用となります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長つづきまして、地元推進委員の説明をお願いいたします。

桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。16日現地で株式会社・・の担当の・・

さんから、いま事務局から説明を頂いた通りの内容をご説明頂きました。書面に書いて無かったのは、河川管理者の許可頂いておりますという他に、漁業協同組合関連についても了承頂いているということと、道路の使用に関しては、道路の管理者と協議中だ

ということをお聞きいたしました。

議長つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員 7番柴野です。3月16日、午前、・・様立会のもと、佐々木会長、

紺野委員、地区担当の桑原推進委員、山本委員と事務局と現地を確認してきました。只今、桑原推進委員、事務局がご説明した通りです。河川管理者、県相双事務所には許可済みということですのでこの件につきましては特に問題はないかと思います。皆様の

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい。6番。

小澤委員 はい。6番です。

参考までにお聞きしたいんですが。バキュームで吸った土の処分。 産廃されますよと記載はされてるんですが具体的にはどういった 中身で処理をするのかお分かりであれば説明をお願いしたいで

す。

議長はい。事務局。

暫時休議いたします。

再開いたします。

事務局はい。事務局です。適正に産廃を行うということで、バキューム

の業者さんが行うということで伺ってまして、その先の処理方法 等については詳しく確認はしてませんでした。よろしくお願いし

ます。

議長はい。よろしいですか。

小澤委員 何らかのタイミングで聞いて頂ければと思います。お願いします。

議長では、事務局お願いします。

その他にご質問ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしとします。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛

成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第5号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第6号現況確認証明申請に対し審議の件1番 について

事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書にて説明)

議案書ページ 6-4 をお開きください。当該農地は、ページ中央の赤で染められている農地となります。

今回、現況確認証明申請に至った理由は、現況としては山林であり農地として管理できないため、現況の地目に登記地目を合わせるための申請ということです。

非農地化した経緯につきましては、議案書ページ 6-3 に記載のとおり申請者の父親が取得した時より耕作されておらず荒地となっていたとのことで、平成 22 年頃に杉の植栽を行っていたとのことです。その後、手続きを行わないまま震災の被害を受け、申請者が当該農地を相続後、町より届いた固定資産納税通知を確認したところ現況と異なっていたとのことです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上田推進委員

幾世橋地区推進委員の上田です。申請者の・・さんは現在・・市・・に居住してるとのことです。3月16日の関係者による現地立ち入りにどうしても都合が付かないということで、3月13日に・・さんと現地で待ち合わせ資料の内容を現地についてで説明を受けました。今、事務局でもお話が有った通りですね、6-3ページの通り父が亡くなり相続して山林と思っていたら固定資産税の通知を見て田の登記になっていたということで、今回、証明申請に至ったとのことです。なおここに資料にもありますけれども、この水路は重要な水路でありまして、水路については適正に管理されており問題は無いと思いますのでこの件について審議の程よろしくお願いします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員

7番。柴野です。3月16日午前10時より、申請者欠席のため上田 推進委員が事前に聞き取っておりまして、佐々木会長、紺野委員、 担当地区上田推進委員、事務局等で現地調査して来ました。まず、 事務局、上田推進委員が説明した通りですが、現況確認証明証の 申請書の非農地化された証明証が添付されていますので、私とし ては問題ないと思いますので皆さんのご審議をお願いします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (質疑なし)

質疑なしとします。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第6号1番に原案のとおり承認 を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

令和5年3月20日 開始時刻午後1時30分 終了時刻午後2時45分